

## 第5章 日本の法曹有資格者が現地で提供できる法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニーズのボリューム（現地の外弁規制等、日本の法曹有資格者の活動環境を含む）

### 第1 インドの外弁規制について

インドで日本の法曹有資格者（以下「日本弁護士」という。）が提供できる法的支援の在り方を検討する前提として、それを制限する法規制の有無及び内容、並びに修正の動きについて報告する。

#### 1 インドの弁護士制度

##### （1）概要

インドにおいても弁護士制度に関する法律が存在する。それがインド弁護士法（Advocates Act, 1961）である。

同法において、「Advocate（弁護士）」の用語自体は、「名簿に登録されている弁護士」としか定義されていないが（2条(a)）、別の条文で「practise the profession of law（以下「法律業務を行う」と訳す）」ができるのは advocates だけ、とも規定されており（29条）、弁護士名義に登録された弁護士のみが法律業務を独占することとされている。

※2条(a) “advocate” means an advocate entered in any roll under the provisions of this Act;

※29条 there shall, as from the appointed day, be only one class of persons entitled to practice the profession of law, namely, advocates.

また、同法に基づき、The Bar Council of India（インド法曹評議会）と、各州に State Bar Council（州法曹評議会）が設立されている。

インド法曹評議会の主な機能は、弁護士の規律の策定や弁護士の利益を保護する活動であるが、後述する、外国資格の承認もその機能の一つとされている（7条(1)(ic)）。州法曹評議会は弁護士名簿を整備する機関である。

##### （2）インドの弁護士制度の実情

① インドで弁護士になるためには、インド法曹評議会が認定している法教育（大学の法学部）を、基本的には3年間学んだ上で、弁護士試験に合格すれば、弁護士名簿への登録が可能になるようである。もっとも、弁護士試験が始まったのはつい数年前で、それまでは法学部を卒業すればその証書をもって名簿に登録されていたとのことである（複数のインド弁護士からの聞き取り）。

② 以上のような、日本に比較すると弁護士資格が著しく取得し易いと認められる状況の帰結として、インドの弁護士は専門家としてのレベルにもばらつきが大きいようである。このような話は、インド弁護士自身、インド弁護士を相手に仕事

をした経験のある日本弁護士、そしてインド弁護士に依頼した経験のある日本企業担当者から、頻繁に耳にするところであった。

- ③ さらに、弁護士の質の問題以前のこととして、近時、インドで弁護士として活動している者のうち、実に45%は「Fake（偽者）」であるとの驚くべき報道がなされている。

2017年2月5日の地元紙「The Times of India」はその1面で、「120万人の偽弁護士がインドの裁判所を悩ませている」との記事を掲載した。同記事によれば、インドには約200万人の「弁護士」が存在するが、登録時の卒業証書を偽造していたり、そもそも資格を持たずに法廷で「弁護士」として活動している者の割合が、45%にも及ぶ状況にあることが、インド法曹評議会の調査で判明したとのことで、その割合はこの2年間で2倍になった、とのことであった。

かかる状況に対し、インド法曹評議会は、登録費用を増額し、卒業証書等について大学に認証を得るようにし、また申請時に申請者のインタビューを行うようにするよう、各州の法曹評議会に指示したとのことである。

また、その後も、インド法曹評議会の確認作業の中で、有効な法曹資格がないのに弁護士として活動してきた者が、それ以前は20年以上も判事としての地位にあったことが判明するなどしていることが報道されている。

#### <参考記事>

##### 45% of lawyers fake? Checking is on

<https://timesofindia.indiatimes.com/india/45-of-lawyers-fake-checking-is-on/articleshow/56724326.cms>

##### Fake lawyer serves as 'magistrate' for 21 years

<https://timesofindia.indiatimes.com/city/chennai/fake-lawyer-serves-as-magistrate-for-21-yrs/articleshow/61789122.cms>

## 2 外国人がインド法弁護士になることの可否

### (1) 国籍要件の存在

前記のとおり、インドでは学校で3年間勉強して試験に合格すれば弁護士として登録されることになっているところ、報告者も、複数のインド弁護士から、せっかくインドに滞在しているのであれば学校にも通ってインド弁護士資格を取得すべきだとよく勧められてきた。彼らの見解は、日本人でも資格は取れるはずだとのことであった。

そこで、そもそも日本人がインド弁護士の資格を取得できるのか、まずこの点を検討するに、インド弁護士法では、名簿に登録される Advocate として承認されるための要件（項目としては5つ）が規定されているところ（24条）、その一つに、いわゆる国籍要件と呼ばれる規定が存する（24(1)(a) he is a citizen of India. ）。

## (2) 例外要件の検討

但し、上記(a)には、条件として、「他の国籍の者でも、当該国においてインド国民でも法律業務を行うことが認められていれば、州の名簿に弁護士として登録されることが認められる」とも定められている (a national of any other country may be admitted as an advocate on a State roll, if citizens of India, duly qualified, are permitted to practise law in that other country;)。

この点、かかる国籍条項は、あくまで「インド弁護士」になるための要件の一つであるから、上記の条件条項も、「他国においてインド人でも他国法弁護士になることが認められているのであれば、インドにおいても当該他国人がインド弁護士になることを認める」という趣旨に解釈することが可能なように思われる。

そこで日本の制度をみるに、日本の弁護士法には、弁護士の資格要件として国籍要件は定められていない。また、日本の弁護士法は原則として司法修習を終えた者が弁護士資格を有すると定めているところ(4条)、司法修習の前提となる司法試験について定める司法試験法も、同様である。

## (3) 小括

したがって、インド弁護士法24条が、上記(2)のように解釈される場合には、インド国籍ではなく日本国籍の者であっても、インド人と同じ条件のもとで、インド弁護士として登録されることは可能、ということになると考えられる。

## 3 インド弁護士だけに認められる「法律業務」の意義 ～裁判所の判断～

### (1) 問題の所在

前記のとおり、インド弁護士法では、法律業務を行う (practise the profession of law) ことができるのは、同法に基づき登録された弁護士 (advocates) だけであると規定されている(29条)。

- ① この点、インドにおいても、外国の法律事務所が、インドに拠点を設けて、インドに進出した彼らの本国のクライアントのインド事業について法的支援をする、といった活動は、実態として、古くから行われていたようである。

その際、インド弁護士法29条との関係については、i その活動は、インド法に関するものではなく、本国との関係での本国法(外国弁護士にとっては資格授与国)に関するアドバイスや、国際取引に関するリーガルサービスであるから、インドの弁護士法の枠外である、といった理解、更には、ii インド弁護士法がインド弁護士のみにも認めているのは、弁護士としての基幹業務たる「訴訟業務」であり、インド弁護士以外による非訟的法務活動まで禁じているものではない、といった理解を、元にしてきた。

- ② 加えて、前述のとおり(第4章第1の2)、インドでは、「リーガルアドバイザー」と称して、会社法や労働法に関係する情報提供、例えば社内コンプライアンス体制整備の構築やその助言、更には、例えば労働問題が発生した場合の紛争

解決に関する具体的なアドバイス（条文の解釈論など法律意見の提供を含む）や関係書面の作成、そして会社を代理しての交渉などのサービス提供が、業務として、弁護士のみならず、会計事務所に所属する会計士、会社秘書役、そしてコンサルタント（特段の専門資格なし）らによっても、広く提供されている、という実態が存在する。

そして、報告者が、上記のようなサービス提供者に対して、インド弁護士法との関係での適法性について、広くヒアリングした結果、「同法の法律業務とは、法廷代理を伴う訴訟業務を弁護士に独占させたものであり、法的意見の提供など、訴訟に関わらないものを弁護士以外が業務として行うことは適法である」との見解に依っていることが、やはり多かった。

- ③ その他にも様々な見解はあったが、いずれにせよ、「法律業務」の意義については解釈が確定していない状況にあった。

## （２）高裁の判断

もっとも、報告者が本調査を開始した２０１６年の段階で、「法律業務」の解釈については、外国弁護士事務所とインド法曹評議会等との間での紛争について、以下の２つの高裁判断が存在しており、ただ、いずれも、最高裁に上告されている状況にあった。

そして、報告者が知見した限り、以下に紹介する各高裁判断について、インドで活動する外国弁護士はこれに従っていたが、上述の（１）②の弁護士以外の専門家の面々は、必ずしもそうではない（訴訟業務以外について自由に活動している）、という状況にあった（ある）ものと認められる。

- ① 一つは、２００９年の Bombay High Court（ムンバイ）の判断である。

同高裁は、２９条の法律業務の意義について、「法廷外での法律実務を含むもので、文書作成や、国際取引についてのアドバイス・依頼者の経済活動への日常的な相談、その他全ての種類の非訟的法務活動」を意味する旨を、明白に判示していた。以下が原文である。

the practice the profession of law under the section 29 would include legal practice outside the court like drafting documents and doing non-contentious legal work like advising clients on international transactions and customary practice relating to clients' transactions and all sorts of non-contentious legal work.

上記の判決は、インド国外の法律事務所が被告となり、彼らのインド駐在事務所の活動がインド弁護士法の適用を受けるかが争いになった事件におけるものだが、判決文においては、同法律事務所が実際にインドに進出し、駐在事務所（liaison office）を開設できていることに関して、インド準備銀行は同事務所を以下のようなものとして開設の許可を与えていたとしている。

for the purpose of undertaking purely liaison office activities viz. to collect information from parties in India and to act as a communication channel between the head office and parties in India.

(純粋な駐在員事務所活動、すなわち、インドにおける情報収集、及び自国の本部とインドの関係者との間のコミュニケーションチャンネルとして活動すること、を目的とする。)

- ② もう一つは、2012年の Madras High Court (チェンナイ) の判断である。まず、同高裁は、法律業務の意義については、①と同じ判断を下した。ただし、他方で、外国弁護士が、インド国内でなし得る活動もあるとして、以下の方法・業務について明示した。

- i temporarily に (時間を限定して)、インドを訪れて、外国法や様々な国際的法律問題について、依頼者にアドバイスをすること。
- ii 国際商事紛争に関して仲裁手続に関与すること。
- iii いわゆるビジネスプロセスアウトソーシング(BPO) サービスを提供すること。これは、秘書的サポート、転写サービス、トラベルデスク業務など、弁護士業務の補助的サービスに限られる。

### (3) 最高裁の判断

かかる状況下で、2018年3月13日、(2) ①及び②の両方の高裁判断に対する上訴について、インド最高裁の判断が下された。

結論としては、本判決では、まず、法律業務の意味について、両高裁判断が支持され、非訴訟業務が含まれることが、明確に確認された。

また、Madras High Court が判断した、外国弁護士がなし得るとされた活動 (i 乃至 iii) についても、修正が施された。

最高裁が判断した争点及び判断内容の概要は、以下のとおりである。

- ① (インド弁護士法の) 「 'practise the profession of law' (法律業務) 」とは、訴訟業務のみを意味するか、それともそれ以外も含まれるか。
  - 訴訟業務以外も含まれる。  
なお、訴訟業務以外の法律業務としては、具体的には、意見の提供・書面の作成・法的な議論を含む会議への参加、が挙げられている。
- ② 外国弁護士または外国弁護士事務所は、インド弁護士法やインド法曹評議会の定める規則が求める条件の充足なしに、(1)の業務を行うことができるか。
  - できない。
- ③ ②が認められないとした場合、国際的法律問題に関する外国法の法的助言をするために、出張ベース (fly-in fly-out basis) でインドを訪問することも禁止されるか。
  - 禁止はされない。  
但し、casual (時々の) である限りにおいて許容され、frequent (しばしば) であれば認められない。  
(casual visit だけが practice に当たらないと評価される)  
インド弁護士法違反となるか否かの判断は、結局はケースバイケースの判断となる。  
また、その場合でも、認められるのは、様々な国際的法律問題について、外

国法に関して、リーガルアドバイスを提供することである。

そして、インド法曹評議会及びインド政府は、この問題に関して具体的なルールを定めることができる。

- ④ 外国弁護士または外国弁護士事務所が国際商事仲裁を担当することは禁じられていないか。

→ 当該仲裁機関が出頭を認めた場合等は、可能である。

しかし、かかる活動について外国弁護士に absolute right（絶対的な権利）があるわけではない。

そして、インド法曹評議会及びインド政府は、この問題に関しても、具体的なルールを定めることができる。

- ⑤ BPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）サービスを提供する会社は、インド弁護士法やインド法曹評議会の定める規則の規制対象外か。

→ サービスの実態が法律業務に該当するのであれば、当然、規制対象になる。

#### （４）最高裁判断の評価

以上のとおり、最高裁の判断は、従前の高裁判断の枠組みを変更するものではなく、結論として、外国弁護士及び外国弁護士事務所が、インド国内に拠点を設けて、或いは滞在して、何らかのリーガルサービスを提供することは、それがインド法に関してか、資格授与国の法に関してか、あるいは国際的な法律問題なのかに関わらず、現状では一切禁止される、ということが、改めて明確にされた、ということになる。

更に、最高裁の判断は、インド国内での外国弁護士の活動を一定の範囲で認めた、(1) ②の高裁判断についてはこれらに修正を加えたものであるが、結論としては、その活動範囲を狭めるものである。具体的には、外国弁護士の「出張ベース」によるインドでの活動について、それを限定する文言に変更が加えられており、「数多く来るのは禁止」される、という方向性が示された、と評価し得ると思われる。

そして、最も重要と思われるのは、外国弁護士及び外国弁護士事務所がインドでなし得る活動について、具体的な細則の制定を、インド政府及びインド法曹評議会に委ねたことである。

後述するとおり、インドには未だ、いわゆる外国法弁護士制度がなく、制度創設に向けて具体的なルール作りは始まっているもの、永く進展が見られない、という状況にあるのであるが、インドにおける「法律業務」の意味解釈については、今回の最高裁判断で確定をみた中、外国弁護士のインドにおける活動の範囲については、同制度の創設を含めた今後のインド政府及びインド法曹評議会によるルール内容如何にかかわることとなった。

よって、日本及び日本弁護士としても、かかるルール策定に関し、日本企業のインド進出に対する効果的な法的支援の観点から、可能な限りの働きかけを試みるのが、今後益々重要になったものと思われる。

#### <参考記事>

※The Tribune（最高裁判決の速報）

## Foreign lawyers, law firms can't practise in India, rules SC

<http://www.tribuneindia.com/news/nation/foreign-lawyers-law-firms-can-t-practise-in-india-rules-sc/557191.html>

※Bloomberg（最高裁判決の分析）

## Supreme Court Order: A Guide To What Foreign Lawyers Can And Cannot Do In India

<https://www.bloomberglaw.com/law-and-policy/2018/03/18/supreme-court-order-a-guide-to-what-foreign-lawyers-can-and-cannot-do-in-india>

## 4 外国法弁護士制度

### (1) 外国法曹資格の承認の制度

- ① インド弁護士法には、前述の、24条に基づく登録とは別に、外国法曹資格の承認という形で、インド弁護士法上の弁護士となり得ることを定める条文がある（7条(1)(ic)）。

すなわち、相互主義のもとで、インド国外で取得された法曹資格を、インド弁護士法の弁護士と認めるための資格に承認することが、インド法曹評議会の機能の一つとされているのである。

(7 (1) (ic) to recognise on a reciprocal basis foreign qualifications in law obtained outside India for the purpose of admission as an advocate under this Act;))。

- ② このように、インド弁護士法上、外国法曹資格の承認については既に規定が設けられているので、インドでは現状、特に法改正を伴わなくとも、インド法曹評議会において具体的な施行細則等を制定することで、その実施が可能な状態にある、ということが出来る。

しかしながら、外国法曹資格の承認に関する制度は、これまで全く制定されてこなかった。

現状、インド法曹評議会のホームページにも、自らの機能として上記(ic)と同内容が記載されていることは認められるものの、具体的な承認の要件及び手続きに関する規定は何ら掲載されていない。

### (2) インド法曹評議会による規則案の策定

- ① しかし、2016年に至って、インド法曹評議会は、「2016年インドにおける外国弁護士の登録及び規制に関するインド法曹評議会規則案に関する報告書（提出版）」を作成し、公表した。

これは、前記のインド弁護士法7条(1)(ic)に基づき、外国法弁護士を承認するための具体的な規則案、及び、インドにおいてリーガルサービスの自由化がますます必要とされるに至っている現状や、自由化の中長期的なシナリオと見通しなどを、まとめたものである。

★SUBMITTED REPORT ON DRAFT BAR COUNCIL OF INDIA RULES FOR REGISTRATION AND REGULATION OF FOREIGN LAWYERS IN INDIA, 2016

<https://www.indianbarassociation.org/wp-content/uploads/2016/09/Report-on-BCI-Rules-2016-Final-copy.pdf>

- ② この規則案は、全 12 条から成り、大要、外国弁護士個人及び外国法律事務所の、それぞれの登録手続と、外国弁護士が行うことができる弁護士業務の内容について規定している。

主たる特徴と考えられる点は、以下のとおりである。

- i 登録に際して支払うべきとされる費用（登録料）は、弁護士個人で 2 万 5 0 0 0 ドル、法律事務所は 5 万ドルとされている。

ちなみに、これらの金額は、日本において外国法事務弁護士が承認申請時に納めるべきとされている手数料（2 万 7 5 0 0 円）と比べても、相当に高額である。

その他、保証金、登録の更新料等についても規定されている。

- ii 外国弁護士に認められる法律業務は、大要、以下のよう定められている。

- ・ 原資格国の法律に関する法的アドバイスの提供
- ・ インドで行われる国際仲裁で外国関係者の代理人を務めること
- ・ 様々な国際法律問題に関するリーガルサービスの提供（但し、訴訟代理や裁判所提出書面の準備などを除く）

- iii 登録された外国法弁護士は、インドにおいて弁護士業務を行うための法律事務所を開設することができる。そして、その場合、インド弁護士を雇用してサービスを提供させることや、インド弁護士との間でパートナーシップを結ぶことなどが認められる。

- iv ちなみに、前述の最高裁判断でも言及されていたところの「fly-in fly-out basis」での活動についても規定があり、インドを訪問する日数は、「12 か月単位で 60 日を超えることがあってはならない」と規定されている。

- ③ なお、この規則案の和訳を、添付資料 2 とするので、ご参照されたい。

### (3) インド法曹評議会による規則案の検討状況

- ① かかる規則案は、発表当時の新聞報道や、事情を知るインド弁護士の話によれば、インド政府や関係省庁などとの協議・検討を経て、2016 年 12 月からの実施が目指されている、とのことであった。

ところが、同年 9 月になり、インド法曹評議会はかかる規則案の検討を突如撤回した、との報道がなされた。

その当時、事情を知るといふインド弁護士の話によれば、規則案の実施、より根本的には、外国弁護士の登録を認めること自体に対して、インド弁護士からの反発が強く、外国法律事務所がインド国内でビジネスをすることを認めるのであれば、その前提としてインドの法律事務所がそれらと対等に競争することができ

る環境が整備されることがまずもって必要であるとの主張（例えば、インドでは法律事務所が広告宣伝活動をするには認められていないようで、このままでは英国法律事務所には太刀打ちできない、など）が、いざ規則案が提出されると噴出したとのことで、インド法曹評議会は、このような批判に対処すべく、法律業務サービス自由化のために実施すべき措置の全体像の再検討に入った、とのことであった。

- ② 報告者は、規則案の進捗について確認すべく、インド法曹評議会に電子メールにより質問・アポイントの依頼を行ったが（3回）、いずれも返答は得られなかった。また、2017年2月に、インド法曹評議会を直接訪問し、進捗について直接の質問を実施した。アポイントはなしであったが、改めて本調査の趣旨を直接伝えたと、事前接触のレスポンスが全くなかった割には、担当者となる方との面会はスムーズに実現した。しかし、回答は「インド政府との交渉は続けているとしか言えない」とのことで、規則が実施される時期の見通しも、わからないとのことであった。

（ちなみに、その際の対応者（担当者）は、年配の決裁権者の立場にある役職者の方であることはその業務状況からすぐにわかったが、本調査の報告書に名前を出すことは控えてほしいとのことだった。）

- ③ その後、本件の進捗について報告者が確認できたのは、インド弁護士からの情報提供により、外国弁護士及び外国法律事務所に対するインドにおける法律サービスの自由化に関して、インド法務大臣の主宰による検討会議が行われているという事実であった。

そして、報告者が確認できた限りにおいて、2017年度においては、かかる会議は7月28日に行われており、インターネット上では同会議の議事録も公開されていた。

当該議事録によれば、出席者は法務大臣のほか、商工省の長官、インド法曹評議会の議長、インドの大手企業法務法律事務所のそれぞれパートナーが7名、そして、インドの企業法務法律事務所を会員とする組織である「Society of Indian Law Firms」の会長（Lalit Bhasin氏）など、合計18名であった。

会議の内容は、以下の貼付したリンク先の内容のとおりであるが、大要すると、法務サービス部門だけがインドにおける外国投資の自由化の流れから遅れており、外国弁護士及び外国法律事務所の進出も認めるべきである、という方向性自体については、反対意見が出ることはなく、また、政府関係者からは、具体的方法論として経済特区での開放から始めるなどという案が提示されたりもしていたが、出席した弁護士からは、上記①で述べたような、まずはインド弁護士の競争力を上げる制度設計が必要である、という発言がされたり、Lalit氏からは、開放するとしてもまずは当該外国弁護士の資格授与国の法律に関する法律業務だけを認めるべきであり、外国法律事務所がインド人弁護士を雇用してインド法のサービスをするのを認めるのは、また次の段階である、との主張がなされたり、さらにはインド法曹評議会の議長は、開放はインド人弁護士に職を失うのではという不安を与えるものだと言い、且つ、開放自体に反対ではないが問題はルール作りで、そのルールも、外国との相互主義に基づくものであるとすればインド法曹評議会が管轄すべきものではなく、インド政府が主導すべきだと発言したりしていた。そして、最終的には、出席していた州法務大臣から、「問題は2つ、開放を決断するか、そしてどのように開放するか、の2点であり、前者は異論はな

いとしても、後者については検討すべき問題が山積みであり、これらについては法務省において「Committee（委員会）」を設置し、提案を提出させ、次回の会議において検討する。その後、最終決定することになるだろう。」との方向性が示され、終了している。

このように、当該会議の内容は、既に、外国法弁護士制度についての規則案も一度は検討されていて、その後に再検討が始まってからも約1年が経過した段階での会議としては、実に「かったるい」ものであり、その1年の間で具体的な検討は何ら進んでいなかったことが伺えるものであった。

#### <議事録>

Subject: - Minutes of the meeting dated 28.07.2017 at 4.30 pm under the Chairmanship of Hon'ble Minister of Law and Justice and Co-chaired by Hon'ble Minister of State for Law and Justice on the issue of entry of foreign lawyers/law firms in India. <http://inba.tv/wp-content/uploads/2017/08/Letter-from-Minsitry-of-Law-Justice.pdf>

- ④ なお、報告者はその後、2017年11月に、上記会議にも出席していた、Society of Indian Law Firmsの会長であるLalit氏を訪問し、この問題のその後の進捗を問うた。しかし、回答としては、説明できることは特になく、とのことであった。

また、同Societyは外国弁護士のインド進出に反対しているわけではない、とも強調されていたことも付言しておく。

## 5 小括

以上の次第であり、インドにおける外弁規制の現状は、以下のように整理することができる。

- ① インド弁護士に法律業務を独占させる弁護士法が存在する。
- ② その独占される法律事務の範囲も極めて広く解されている（それも司法解釈として）。具体的には、訴訟代理などの法廷活動にとどまらずおよそ全てのリーガルワーク（all sorts of non-contentious legal work）が含まれ、且つ、インド法に関する法律事務だけではなく「国際取引」案件への関与も含まれる。  
そして、その帰結としては、例えば、日本弁護士がインドに常駐し、インドで在インド日本企業から依頼を受けて、インド企業との契約書をチェックする、というような、ニーズとしては典型的に認められるような業務について、上記法解釈を前提とすると、これを日本弁護士の行為としてみれば、「グレー」ですらなく、明確にインド弁護士法違反である。
- ③ 外国弁護士制度の実現については、法律上想定はされていながら、永く空文化していたところ、最近になってようやく、具体的な規則案の策定という、かなりの進展を生じたが、それも撤回されてしまい、その後の検討も遅々として進んで

いないといえ、これが最終的な実施に至るには、まだまだかなりの時間を要するのではないかと予想される（いかにもインドらしい展開といえる。）。

④ 外国弁護士制度が実現した場合、外国弁護士自身が提供することを認められることになる法律業務としては、現時点での検討状況からすると、インド法に関するそれが認められるわけではなく、業務として直ちに開放される（単独での関与が認められる）のは、国際仲裁の代理と、国際取引への関与程度になるものと思われる。

⑤ ただ、外国弁護士制度が実現した場合、いったん公表された規則案によれば、外国弁護士自身はインド法に関する法律業務を提供できないとしても、インドに事務所を開設し、インド弁護士を雇用し、或いはインド法律事務所とパートナーシップを組んで、インド法の法律業務を行うことが認められる可能性がある。

これは、日本弁護士主導で、或いは日本弁護士の適法な関与のもとで、在インド日本企業にインドでインド法に関するリーガルサービスを提供し得ることを意味するものであり、仮にこれが実現すれば、今回の最高裁判断を含めた現状の法規制の枠組みに比較して、日本弁護士がインドでなし得る法的支援活動の範囲は飛躍的に広がるものと考えられる。

（もっとも、4（3）③で紹介した検討状況からすると、かかる制度が直ちに導入されることには、今後否定的な意見が続くようにも思われる。）

## 第2 日本法の有資格者の活動状況

続いて、インド弁護士法の存在及びその解釈を前提として、インドにおいて日本弁護士が如何に活動しているか、その現状を報告する。

かかる日本弁護士としては、インドに常駐している弁護士のほか、インドでの駐在経験を経て現在は日本にいながら（適宜にインドを訪問しながら）インド法務を手がけている弁護士、そして企業内弁護士として海外に駐在し現地法人の業務に携わっている弁護士、などが存在するので、それぞれの活動状況等について報告することとする。

### 1 概説（インドに常駐する弁護士の数など）

インドに「常駐」している日本弁護士の数は、多くはない。

報告者が確認し得た限り、2018年3月作成時点で、インドに常駐して日本企業への対応業務を行っている日本弁護士の存在が確認できた都市は、首都であるデリーだけであり、また、その人数も2名のみである。

両名は、いずれも日本の法律事務所にも所属し、提携関係を結んだインドの法律事務所でも執務している。

報告者が本調査を開始した2016年度は、デリーのほか、ムンバイにも、日本の法律事務所からの出向者が入れ替わりで合計2名常駐していたが、現時点では帰任等している。また、インドの他の都市に日本弁護士の常駐者はいない。

また、デリーにはもう1名、日本のいわゆる大手法律事務所にも所属し、デリー所在のインド法律事務所に出向している日本人の弁護士が1名いるが、同人はニューヨーク州弁護士資格者である（日本の法曹有資格者ではない。）。さらに、ムンバイにも、インドの大手法律事務所にも在籍する日本人弁護士が1名いるが、同人もニューヨーク州弁護士資格者である。

なお、日本弁護士で、3年前より日本の法律事務所の所属ではなく現地での採用という形でインド法律事務所にも所属していたが、その後退職し、現在は法律業務には携わらず、インドで自ら起業（鮮魚店など）をした方が1名、グルガオンに滞在している。

### 2 インドに常駐している日本弁護士の活動実態

報告者は2016年度、日本弁護士で、当時、インドに滞在されていた方5名から、インドでの活動状況について聞き取りを行った。その回答をまとめると以下のとおりである。

（なお、上記のとおりヒアリング対象者が多くないため、特定を避けるべく、各項目ごとに回答を羅列することとした。）

#### （1）日本企業の案件への関与（案件の種類、案件数など）

案件数は、全ての回答が、月単位では「1件から10件」とのことであった。また、関与している案件として挙げられたのは以下のとおりである。

- ・ 日本からの投資案件（進出支援案件）が多い（3回答）。

- ・ 日本からの投資案件について、ビジネス計画に適した法的スキームを提案し、設立手続を受託すること。
- ・ 既存の合弁契約書の修正（出資の増額等に伴う）。
- ・ 日常的に、税務、労務、会社法関係、契約書関係の相談を受けている。
- ・ 紛争案件。現在関与しているのは、建築工事で工期が遅れた場合の費用負担。契約書に基づいた主張のアドバイス。
- ・ 最近ではアンチダンピング関係の相談が多い。
- ・ 日本領事館からの委託で、コルカタ及びチェンナイで日本企業からの相談を定期的に受けてもいるが、その際に多いのは労働問題と債権回収事案である。ただ、それらを含めて、結局は「対応してもらえるインド弁護士を紹介してほしい」ということになることが一番多い。

## （２）在留邦人の案件への関与（案件の種類、案件数など）

3名が、刑事事件関係の相談に関与したことがあるとのことであった。

その他の具体的な回答は以下のとおり。

- ・ インドの日本企業駐在員から「インドで知人が逮捕された。どうすれば良いか」という相談を受けたことがある。
- ・ 日本大使館から自分に、在留邦人から「怪我をさせられた」との相談があったので対応してほしいと連絡を受けたことがある。
- ・ 相談自体は会社からだが、インド人従業員がセクハラ被害を警察に申告したところ、加害者とされる日本人駐在員がいきなり警察に身柄拘束されてしまい、その対応に関わった。
- ・ 日本人駐在員が個人で雇っているメイドさん関係の相談があった。物を盗られたという相談と、辞めてもらいたいという相談。
- ・ 個人の案件は、年に1件程度である。

## （３）業務対応における留意点（主にインド弁護士法の観点から）

いずれの弁護士も、日常業務において、自分だけで進めるということではなく、インド弁護士の仕事への関与というスタンスでいることは、一致していた。

また、日本弁護士だけによる法律相談、セミナーの実施については、個別事件の処理を担うわけではなく、一般的な法制度の説明の範囲にとどまるものとの理解をされていることも、一致していた。

## （４）日本弁護士がインドに駐在する意義等

これに対する回答は以下のとおりである。

- ・ 「インド弁護士の仕事の管理」に付加価値はあると思う。  
一つには、インドと日本では時間厳守の意識にずれがあるので、依頼者の要望どおりの仕事の完成を図るためには、前倒しにスケジュールを組むなどの工夫が必要な時がある。  
また、意見書の作成業務等について、コミュニケーションをとっていても、検討すべき事項の重点の置き方などが的を射ていないものになることが往々にしてあり、要するに書面の内容があらぬ方向に進んでしまわぬよう

(そうなりとリカバーにも多大な時間がかかる)、不適切である場合は、途中で軌道修正を求めることが、実際によくある。これは重要な役割だと思っており、コミュニケーションを密にすることを心がけている。

- ・ 最近では、輸入を税関で止められたとの相談があり、税関対応はインド弁護士が行うとして、対応のために日本から書類を揃える必要があったので、日本本社への説明と対応を担当した。このような、日本語の資料が必要というケースでも、日本弁護士の関与は有意義である。
- ・ 個別の案件で、日本法の知識を前提に、日本本社の法務担当者に現地法を解説するというニーズは、常に感じている。
- ・ 相談の敷居の問題として、日本企業としては、例えば夜中に急に話を聞きたいとなった場合に、それをインド人に対してはやりにくい、ということもあるようだ。
- ・ 日本本社から「現地にいる方（弁護士）の意見を聞きたい」と言われることもある。
- ・ インドの法律事務所に駐在しているが、日本の所属事務所として、インドと日本でエクスクルーシブ（独占的・排他的）な関係にはしていない。これまでも専門性の異なるいろいろな事務所にあえて駐在し、関係を構築してきた。現在でも、日本企業から相談を受ける分野に応じて、駐在している事務所ではない他の事務所に依頼したりもしている。
- ・ 日本弁護士の駐在期間はこれまで比較的短く、一年未満ということも少なくなかった。自分は日本人駐在員から「弁護士さんはどうせ1年くらいでいなくなるでしょ」と言われたこともある。インドという、ある意味過酷な環境下で、共に闘う者としての信用を得るためには、ある程度長期のインド実務経験を積むことが望ましいとも思う。
- ・ インド法の知識は、インドで駐在を始め、「走りながら身につけている」という感覚。もちろん、滞在当初から駐在者としての責務は果たしていると自負はしている。
- ・ 現地にいることで入ってくる情報はある。それが強みだと思う。弁護士はサービス業であり、大きな枠組みで、インドビジネスにまつわるサービスを提供できる立場になりたいと考えている。そのためにはインド国内でのインド社会との関係構築も重要だと思っている。
- ・ インド日本商工会では、日本企業がインドで直面する様々な問題の解決に向け、毎年、インド政府宛に建議書を提出してインド政府との交渉を行っているが、昨年（2015年度）まで、デリー・グルガオン在住の弁護士が中心となり、日本弁護士による法律事務の解禁・緩和についての要望を盛り込んでいた。

なお、その結果、インド側から、日弁連と話をしてもいいという発言までは得たのだが、それ以上の進展はないままになっている。

- ・ 外国弁護士事務所の進出を認める動きが実際にでてきているようだが、いざ自由化されたとして、それがビジネス的に日本の法律事務所にとって直ちに歓迎すべきかという点、インドの法律事務所が懸念しているように、イギリスの超大手の法律事務所に席卷され、日本企業からの依頼まで、そちらに流れる可能性も考えられる。そのような事態も見越して、日本の法律事務所としては、インド法律事務所との連携をより強化していくことも重要ではないかと考えている。

## (5) 2017年度のヒアリング

更に、報告者は、2017年度において、1で言及した、デリーに滞在する日本人3名から、業務状況等について再度ヒアリングを行った。これに対する回答で有意と考えられたものは以下のとおりである。

- ・ インド弁護士法の存在は、私も、在籍するインド法律事務所も、非常によく意識しながら活動している。クライアントとの初回のミーティングにおいては、インド弁護士から私について、「彼はインドの弁護士ではないので、直接リーガルアドバイスすることはありません」ということをクライアントに説明してから相談を開始している。
- ・ インド弁護士法の規制の存在を前提に、なお、インドにおいても自分が弁護士であることの真価を発揮し、依頼者の利益に貢献できるよう意識している。インド法律事務所を受任した訴訟案件においても、書面作成をするのはインド弁護士であるが、その内容については顔を突き合わせて議論し、自分からも法的主張に関する意見を述べたりするなどして、より良いものができるよう努めている。このような、法律家としての内部的な協議等は、弁護士法に反するものではないと認識している。
- ・ インドに滞在して日本企業の対応をしていると、いろいろな分野の法律について問い合わせがある。したがって、自らもある程度横断的にインド法を理解しておくことが必要だと実感している。特に問い合わせが多いのは、外資規制、送金規制、労働法、会社法、契約法である。
- ・ 企業のみならず、個人の案件も、日本大使館経由で連絡を受け、私が在籍するインド法律事務所度々受任している。案件としては、インド企業と日本人現地採用者間の労働紛争、敷金の返金に関する紛争、婚姻関係の確認といったインド家族法に関する問題、関税を払わないことによって逮捕された刑事事案などがある。これらの案件はインド弁護士が対応することになるが、自分が日本人とインド弁護士の橋渡しをしている。
- ・ 業務の獲得に関しては、とにかく営業はよくしている。日本企業に電話をして、日本弁護士がインドに滞在していることをアピールし、その後訪問もさせてもらい、その後、具体的案件の依頼を頂いたということも多い。インドで活動していることの醍醐味は、日本ではそうそう依頼を獲得することも難しいであろうと思われるような大企業の案件に関与できていることにもある、と感じている。
- ・ インド弁護士の仕事の管理に、日本企業へのサービスとして付加価値はあると思うが、反面、そのような仕事だけすることに、弁護士としてのやりがいを感じられるのか、ひいては、今後、優秀な人材が集まるものなのか、ということとは、考えどころかと思う。

### 3 インド法務の経験が豊富である日本人弁護士（日本に滞在）の活動状況

#### （1）概説

2で取り上げたとおり、現在、インド法律事務所に駐在している日本弁護士は、全て日本の法律事務所に所属する弁護士である。関与する案件についても日本の所属事務所を通じた（日本からの）案件も多いようである。また、これまでも、日本弁護士は常時何名かインドに駐在していたようであるが、日本企業駐在員よりは比較的短期間の駐在で日本に戻る（交代する）ことが多かったようでもある。

そこで、現在ではインドに常駐はしていないが、主として日本を拠点としながらインド法務に関するサービスの提供を継続されている弁護士の活動実態についても、ヒアリングを行うこととした。

具体的には、2016年度は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の琴浦諒弁護士にお話をお伺いした。また、2017年度は、松田綜合法律事務所の久保達彦弁護士、Asia wise 法律事務所の久保光太郎弁護士に、お話をお伺いした。

ヒアリングの結果、現在の活動状況のみならず、インド法務に関する様々な見解を提示いただいたので、合わせて以下に報告する。

#### （2）琴浦諒弁護士からのヒアリング内容

（インド法律事務所に赴任して行っていたこと）

- ・ 最初は日本企業関連案件ではない通常のインドの仕事を担当していた。デュエディリジェンスなどを、自分と同様に、自国の法律事務所から派遣されていたイギリス法の弁護士と共に。それが3ヶ月ほどであった。
- ・ インド弁護士法との関係では「トレイニー」という理解だと思う。インド法の仕事にはタッチせず、あくまで現地で研修しているという位置づけであった。日本の法律事務所が外国法弁護士を、（いわゆる外弁登録なしに）トレイニーとして受け入れているのと概ね同様の位置づけである。
- ・ その後、日本企業向けの相談窓口、当初は主として通訳としての役割を務めることになった。インドの法律事務所に日本人がいる、当時これが絶大であった。いわばフロント業務。日本人がいるいないの違いであれば90%は「いる」方が選ばれたと思われる。
- ・ 日本人からの日本語での質問に対しては、インド弁護士との間のやり取りを通訳することになる。最初は直訳していたが、途中から付加価値をつけるようになった。日本人にはインドの制度・用語について説明を加えたり、インド弁護士には日本企業が何を聞きたいのか、関心事をはっきりさせて伝えたり。
- ・ この「日本企業とインド弁護士の間に入る」仕事をするにあたっては、二つの壁があると思う。言語の壁と、概念の壁である。後者について、例えばインドの会社法には「カンパニーセクレタリー（会社秘書役）」という制度があるが、これを日本語でどう説明するか。また、インドに日本と同じ意味での監査役という役職はなく、監査といえばまずは会計監査のことなので、意識していないと相互に誤解が生じたまま話が進んでしまうことになりかねない。
- ・ ちなみに、自分が駐在した当時はインドの法律に関する日本語の情報はほとんどなかった。インドの条文の日本語訳には、私が考えたものが定着したものもあるし、しなかったものもある。RBIは「インド連邦中央銀行」と訳していたが定

着しなかった。リザーブがなぜ準備と訳されるのか疑問だったが、他国のリザーブバンクが準備銀行と訳されるのが既に定着しておりそれに倣っている様子。カンパニーセクレタリーは逆に、セクレタリー (Secretary) を日本でもよく訳されている「書記官」に倣って「会社書記役」と訳したが、そこは「秘書役」が定着した。誰かが訳したからそれに従うというより、多数意思が自然と働いているように感じる。

(※報告者註：RBI (Reserve Bank of India) は、インドの中央銀行で、現在では「インド準備銀行」と訳されることが定着している。)

(インド法をどのように学んだか)

- ・ 最初は、研修先のインドの法律事務所が発行していた外国人依頼者向けのブックレット (インド法制度の説明書) を読み込んだ。QA 式になっていてわかり易かった。わからないところは研修先の事務所の弁護士に聞いた。
- ・ ちなみにその後、ジェットロに自分が直接提案し、ジェットロからの委託業務として、当時のインドの会社法について基本書のイメージで日本語による解説書を作成した。インドの会社法はその後改正されたが、上記解説書は今でもインターネットで見ることができる。

(日本でどのようにインド業務を行ってきたか)

- ・ 帰国してから、インド法務についてセミナーを企画したが、いきなり300人以上集まった。参加企業の関心事は主として進出についてであった。
- ・ 現在は進出の相談は減っている。基本的にルーティン業務であり、今ではサービスを提供しているところも、会計事務所やコンサルタント事務所など、日本・現地とも増えている。
- ・ 圧倒的に多いのは、M&A、合弁契約である。また、最近では、労働紛争や訴訟・仲裁等の紛争の相談も増えてきている。

基本的にインドの案件でも日本で対応は可能である。メールもテレビ電話もある。

ただ、現地にいてほしい、来てほしいという需要はあり、その場合はもちろん出張する。日本企業が日本弁護士に本当にいてほしいと思うのは「非常時」で、例えば、会社関係者が逮捕された、インドに飛んで状況を整理してほしい、という依頼を受けて急ぎインドに行くこともある。

- ・ 訴訟・仲裁案件の対応もする。被告事件であれば、訴状を翻訳し、その内容に応じた聞き取りを日本企業から行って、英語で整理して答弁書のコンテンツとしてインド弁護士に送り、書面を書いてもらう。
- ・ 日常的な相談としては、法改正があった場合である。それも、自社としてどう適応すればいいか、というよりは、合弁契約の相手方や取引先が、契約交渉に際し、法改正を機にこうせざるを得なくなったとの理由で先方に有利な条項案にしようとしてきたような際に、それは本当なのかと聞かれる、という類の相談は多い。
- ・ その他、法分野では、労働法制や、個人情報保護に関する相談も多い。
- ・ インド弁護士の仕事ぶりとしては、慮って率先してサービスする者は、稀である。裁判報告書は頼まないと思わないと思っていた方がいい。逆に言うと、業務範囲を明確に決めておく必要があるということで、決まっていればやる。
- ・ インド人との交渉はタフであるとよく言われるが、これは、時間を期限まで最大限使おうという姿勢を持っている点 (議論好きで、あれこれどうでもいいこと

も議論されてしまう)と、自らの側にアドバンテージがある場合に条件として決して譲らない(日本的な感覚では円満さを重視して少し譲る感覚もあるがそれがない)というところで感じている。

(インド法務を担当する日本法弁護士に必要なスキル)

- ・ 総論：法律家として、概念翻訳ができる。
- ・ 各論：英語ができる。  
英米法の知識がある。  
契約書作成能力及び実務経験がある。  
当該国の法知識がある。
- ・ 自分の感覚では、日本の大手事務所の業務ボリュームで、10年の経験を積んで、そうなれるかどうか。自分が最初にやっていた概念翻訳のようなことはそこまでのキャリアがなくてもできると思うが。
- ・ インド法(各国の知識)を旅行ガイドに例えると、日本弁護士としては、どこに沼があって坂があってまで知っている必要はないが、こっちに行くとき危ないとか、インド人ガイド(インド弁護士)がインド人しか行かないような道を行こうとする時に、それは日本では適当ではないからこっちに迂回してくれなどと指摘できる程度の知識は必要。全然知らないのではできないはず。
- ・ あとは、当然のことながら、サービス業として、どのようなニーズが現地にあるかを掴むこと。

(3) 久保達弘弁護士からのヒアリング内容

(インド法務との関わり)

- ・ 司法修習後に英国系事務所(東京オフィス)に所属し、4年後、日本の商社に出向となった。一貫して、国際的なM&A案件や合併案件等、各種の国際取引案件に関与した後、アメリカのロースクールに留学。特に、日本の商社への出向経験を通じて、海外の弁護士とタッグを組んで日本企業の海外進出(アウトバウンド)案件に携わることの面白さと重要性を体感した。日本企業が積極的に海外展開する中で、海外法務に関するサポートの需要は高まっているが、供給面(すなわち海外案件を支援できる日本の弁護士)は質量ともに不足していると感じた。  
他方、現在の事務所では、もともと知り合いであった同期の弁護士がインドの法律事務所研修を行っていたところ、留学前にインドを訪問した際に、インド駐在の楽しさ、難しさ、企業活動を支援することの意義や将来性について議論を交わした。

留学から帰国後、日本企業の外国進出(アウトバウンド)支援業務がやりたいと自分の中で照準が定まり、また、弁護士業界の中でも新しいことをやろうと思い、2012年末に現在の事務所に入所し、既に築かれていたネットワークを引き継ぐ形で、インド法務に関わり始めた。そして、まずは現地の実務を深く知るべく、インドに滞在することとした。

(インドでどのように活動してきたか)

- ・ 日本弁護士がインドで活動する場合のパターンとしては、当時、以下の3つが考えられた。このうち、前任者は①、自分は③の方法を選んだ。  
① インド法律事務所への出向

- ② 日本企業の社内弁護士としてインドの現地法人等に駐在
- ③ インドで会社（コンサルタント会社）を設立
- ・ 2013年当時、インドのデリー、ムンバイには日本人弁護士が駐在していたが、アーメダバードには誰もいなかった（それどころか、日本人会計士もおらず、さらにはインド以外の外国人弁護士・会計士もいなかった）。他方、アーメダバードを首都とするグジャラート州は現在のモディ首相が州知事を務めており、外国投資の積極的誘致を掲げ、日本企業向けの工業団地を設立するところであった。その時点ではまだ具体的な投資実績はほとんどなかったものの、これからの日本企業の進出が見込まれる状況にあった。
- ・ 圧倒的に同州に関する情報が不足していることが課題であったことから、まずとっかかりとして、今後同州への進出に関心を持つ日本企業に向けて、主な規制を調査し、資料にまとめる活動を始めた。日本の本社サイド、インド人担当者、州政府や各当局が同じ情報に基づいて対話ができるように、同じ内容について英語版と日本語版を作成することを考えた。
  - これは民間（日本の法律事務所）としての自発的な取組であったが、グジャラート州の協力も得るために、同州政府機関との間で覚書を締結することで、公的なオーソライズを受けた形で活動を行った。
- ・ この活動の成果として、2013年10月に、投資環境一般に関する資料と環境規制に関する資料の2種類を発表した。現在も定期的に内容を改定している。
  - インドにおいては適用法令をわかりやすくまとめた資料の類はほとんど存在せず、特に同州に関する情報は限られていた。現地弁護士や州政府の協力を仰ぎながらも、作成には思いのほか苦勞もし、想像以上に時間がかかったが、結果、良いものができたと自負している。具体的な案件ではなく、完全に手弁当で作成したものであるが、今でも定期的に資料請求を受けており、実際に日本企業のお役に立っていることを実感している。
  - このような情報提供は、各社が営業用のニュースレターとして行っている場合もあるが、固まったテーマを設定して日本政府やJETROの調査事業として行っている場合もある。いずれも大変意義のある活動であると感じている。
- ・ その他、インド現地法律事務所とも深い協力関係を築き、日本企業のインド法務に関する問い合わせに対して、インド人弁護士とともに対応していた。

（日本でどのようにインド業務を行ってきているか）

- ・ もともとやりたかったことが「インドという特定の国に関わること」よりも「日本企業の海外での活動を支援すること」であったことから、現在ではインドは離れて日本を活動拠点としているが、今でも、インド現地法律事務所とも協力しつつ、日本企業が「現地化」するまでの支援を日常的に行っている。
  - 具体的には、単独でのインドの拠点設立の支援、合弁会社の設立に際して必要とされる法的支援（契約締結交渉及び契約書作成）、インド企業買収に際して必要とされる法的支援（契約関係業務に加え、いわゆるデューディリジェンスなど）である。
- ・ インド法務に関して、インド現地でサービスすることにも価値があるが、日本の弁護士が日本でサービス提供することにも大きな価値があると考えている。インドの法制度の実情は日本での常識を前提とすると理解し難いものも多く、日本の本社からすると、現地駐在員の報告を聞いても彼ら彼女らの理解の方が誤っているのではと評価してしまうことにもなりかねない。法務部の人間が現地に駐在することはまだまだ少ない中で、現地に土地勘を持つ法律家として日本本社が現

地の制度・状況を正しく把握するように支援することで、適切なマネジメントやリスク管理に貢献することができる。また、インドの弁護士やコンサルタントのアドバイスについて、法律家としてのセカンドオピニオンを求められることも多い。

#### （「愛知デスク」としての活動について）

- ・ 所属事務所において、2016年1月より、愛知県が大村知事とインドのモディ首相との合意に基づいてインド商工省ジャンプラス内に設置した、愛知県企業のインドにおける事業活動の相談窓口である「愛知デスク」の、運営業務を受託している。

これは、愛知県に事業所があれば利用可能対象となる制度で、インドと日本との両面で支援活動を行なっている。

- ・ 具体的には、インドの現地においては、当事務所の提携インド法律事務所のインド弁護士が窓口担当者となり、主として現地の日本企業から相談を受けている。相談事項としては、新制度の内容についての照会や、特定案件についてセカンドオピニオンを求められることが多い。

また、日本サイドにおいても、私自身、愛知県庁舎内にあるインド事業窓口経由でインド進出案件の相談に応じたり、定期的にインドを訪問し、愛知県企業向けにセミナーを開催したりしている。

#### （4）久保光太郎弁護士からのヒアリング内容

##### （インド法務との関わり）

- ・ 司法修習修了後に（現）西村あさひ法律事務所（当時の名称は小松・狛・西川法律事務所及びあさひ狛法律事務所）に所属し、一貫して、インバウンド・アウトバウンドのM&A案件等、各種の国際取引案件に関与してきた。2年間の米国ロースクール留学・米国法律事務所出向後、インドの大手法律事務所 Amarchand Mangaldas デリーオフィス（名称は当時）に半年間、出向した。
- ・ インド出向終了後、在シンガポールの日系商社法務部への出向を経て、所属事務所のシンガポール拠点の設立を担当した。そして、同拠点において、インド法弁護士も採用し、日本の法律事務所の立場から日系企業のインド法務に対応した。
- ・ このような背景から、米国という先進国とインドという新興国の対比の視点、大手商社という最も強力な海外法務体制を有するユーザの視点、アジアの地域統括が集積するシンガポールでの経験、アジアの他の新興国法務とインドとの相違等を踏まえて、インド法務を俯瞰することが可能になった。

##### （インド法務に携わってからの問題意識）

- ・ 一言で言うと、従来の日本の法律事務所によるアジア・プラクティスのビジネス・モデルに限界を感じている。根本的には、優秀な人材による質の高いサービスの提供を実現するのに、外国弁護士と繋げるだけの役割だとしたら優秀な日本弁護士を関わらせることができるのかという問題意識。現状、日本の法律事務所は、インド現地にオフィスを設立することができないため、日本企業からの依頼に応じて、ほとんどの場合、インドの現地法律事務所に依頼しており、主にリエゾンのような役割のみを担っている。ところが、クロスボーダー案件に対応可能な人材を有する大手商社等の日系企業は高い報酬を支払って日本の弁護士をリエゾン

に雇う必要がない。今後、メーカー、サービス業等の業種でも、クロスボーダー案件の対応が可能なインハウス弁護士が増えるにつれ、日本の法律事務所にリエゾンを経営する企業が少なくなることが予想される。他方で、中小企業は予算が限られており、日本の法律事務所と現地の法律事務所のダブルコストを負担することができない。

- ・ したがって、リエゾン・モデルの限界を打ち破るためには、日本の法律事務所がアジアを始めとする海外においてリエゾンを越える役割・付加価値をクライアントに提供できる体制を構築することが必要となる。この点、ベトナムやタイのように、現地弁護士のレベルが低く、外国法律事務所に対する規制も緩い国であれば、このような付加価値を作り出すこともそれほど困難ではない。ところが、インドやシンガポールのように規制が厳しく、（玉石混交ではあるが）優秀な弁護士もいる国の場合、日本の法律事務所が今の体制のままでは、リエゾンを越える役割・付加価値を作り出すことはできない。

英米系の法律事務所の中には、インド現地の法律事務所と提携したり、インド国外において（例えば、シンガポール）強力なインド・プラクティスチームを擁する事務所が見られるが、日本の法律事務所がこのようなビジネス・モデルをとるためには、パートナーシップの在り方から見直し、グローバルな視点をもった経営を実施しなければならない（わかりやすいところでは、パートナー会議、経営会議の言語等）。

- ・ 加えて、ニーズへの対応力の問題もある。海外進出企業に生じる問題は、国境のみならず、弁護士の専門領域といった「業際」も超えている場合が多い。例えば、海外子会社で発生したコンプライアンス違反の調査や、グループとしての不正防止・海外子会社管理体制の整備、クロスボーダーで生じるタックスリスクの問題（移転価格税制、地域統括優遇税制等）、ロビーイング・ルールメイキングの問題などは、会計士・コンサルタント等、「その道のプロフェッショナル」と共に対応するのが効果的である。従来的に「我々は日本の法律事務所です」というだけの立ち位置では、十分なサービスを提供できない場合がでてくる。

現状、こういった業際的な問題について日本企業のニーズを満たしているのは、法律事務所ではなく、圧倒的に会計事務所発のコンサルティング・ファームなのが現実である。英米系の法律事務所はそのような問題意識から業際的なサービス提供に進出する方向性が見られるが、日本の法律事務所の多くは、国内での土業「縦割り」の意識そのままに海外事業を行っているため、海外進出企業のニーズに応えることができていない。

- ・ さらに、日本の法律事務所はテクノロジーの利用・開発においても後手にまわっている。アジア新興国における社会課題を解決するため、多くのテクノロジーがスタートアップによって開発されており、法律・規制分野においてもイノベーションの波が押し寄せようとしている。このままでは、日本の法律事務所の旧態依然としたサービスは、テクノロジーを駆使した新たなサービス提供者によって駆逐されることが懸念されるが、日本の法律事務所の中でそのような危機意識はほとんど見られない（例えば、リエゾン機能だけであれば、現地弁護士の紹介・情報提供があり、現地弁護士とのやり取りの言語的障壁を取り除くサービス提供によって、ほぼ代替可能であると思われる）。

#### （新たな取組）

- ・ 根本的には、従来の日本の法律事務所の枠を超えて、顧客のニーズに応えるサービスと組織を作ることが必要である。

- ・ 前述のように、顧客ニーズから出発すると、海外進出企業の案件は複数の法域をまたぎ、対応する法律家としても「ボーダーを超える」ことが必然的に求められると考える。超えるべきボーダーは、第一に「国境」であり、第二に「土業相互の業際」である。また、日進月歩のアジア新興国において、テクノロジーの進化スピードを踏まえると、過去の自分の経験を過信せず、常に前進するという意味では、第三に「自分の限界」を超えるという意識も持たなければいけない。
- ・ アジアでサービスを提供する以上、日本人だけで固まるのではなく、一流のアジア人と一緒に組織を作ることが必要。そのためには、これまでの日本法弁護士（日本語話者）のみが中枢にいる組織ではなく、英米系の組織と同様に、ダイバーシティ（多様性）の尊重を組織のDNAにすることが必要。
- ・ また、資格の意味合いについても相対化し、よい意味での「弁護士」「土業」のプライドは維持しつつも、組織形態としては、真の意味での「クロスボーダ
- ・ プロフェッショナル・ファーム」を作っていくことが必要。
- ・ 急速に進化するテクノロジーに対する目配りも忘れてはいけない。特にインドはアジア新興国の社会課題の縮図であり、天才的な技術者を多く輩出する国である。そんな彼らと組んで、アジア発の新しいリーガル・テックを開発する気概をもつことも必要。
- ・ そして、何より、以上のような危機意識、問題意識をもった若い世代をひとりでも多く育てることが喫緊の課題である。大学での法学教育、ロースクール制度、司法試験制度もまた、クロスボーダー、ダイバーシティ、プロフェッショナルといった上記キーワードに即したものに変わっていくことが必要。

#### 4 海外に駐在する企業内弁護士の活動（参考）

##### （1）概説

- ① 報告者が、あるインド進出日本企業の方（日本本社及び現地法人でいずれも取締役を務める方）とインドで面談をさせていただいた際、アポイントの設定に関するやり取りをさせていただいたのは、東南アジアの某国（インドではない）に駐在されている、当該日本企業の企業内弁護士の方であった。  
取締役クラスの方のアポイント調整や弁護士への対応も日常業務の一環とのことだったが、主たる業務は、某国に駐在しながら、同国と、アジア圏の進出先他国も担当し、リーガル面でのサポート業務を行っているとのことであった。
- ② この点、企業と雇用契約の関係にある企業内弁護士が、当該企業の業務として国外で法律業務を担当することは、それがインドの場合であっても弁護士法の問題にならないのは当然である。  
また、インドにおいても、数年前には日本弁護士が某大手自動車メーカーに出向し、同社の業務を行っていたという例もあるようである。  
そこで、日本弁護士が海外で活動する場合の一形態の実態を把握すべく、海外で企業内弁護士として駐在する場合の業務環境について、上記の東南アジアの某国に駐在されている企業内弁護士の方にお話しをお伺いした。

## (2) 具体的な業務内容等

- ① 海外の赴任先で担当している業務の内容
  - ・ 赴任先の法人（日本法人の100%子会社）自体の総務・事務・コンプライアンス・取締役会事務等。コンプライアンスオフィサーを兼務し、リスク・コンプライアンス管理等を行っている。コンプライアンスオフィサーとしての業務は具体的には社内点検、社内規程（就業規則・資金管理・個人情報管理等含む）の整備。
  - ・ また、実際にビジネスを行っているのは、出資先の外国法人なので、赴任先を拠点に、当該他国の出資先外国法人の経営管理（業績管理・取締役会対応等）・調査・レポート業務を行っている。  
なお、この業務は、弁護士ではない他の駐在員も同様に行っており、国ごとに担当者が設けられている。
  - ・ 新規出資・増資検討案件についてリーガル面でのサポート。外部リーガルと協力して、SHA（株式譲渡契約書）の作成、現地法規制のチェックなど。
- ② 法曹有資格者（日本弁護士）として期待されている役割及び貢献
  - ・ M&A 案件（新規出資・増資）や経営管理（取締役会対応等）におけるリーガル面でのサポート、昨今のグローバルコンプライアンス態勢の構築の要請に伴う出資先外国法人の一体的なガバナンス管理体制の構築など。
  - ・ ただし、これは日本の場合も同様であるが、「法曹有資格者だからできる業務」は担当としていない。（例えば、訴訟は外部の弁護士に委託。）
  - ・ 株式譲渡契約書など契約書のチェック、ドラフト作成、赴任先法人自体の雇用契約書作成や取締役会対応、法規制調査など、「リーガル」に関わるものはひととおり担当している。  
（ただし、他の弁護士ではない駐在員も、担当する国の法規制調査やガバナンス管理等は同様に行っている。）
  - ・ 弁護士とのやり取りを自分が担当することになることは多い。弁護士との連絡や議論に慣れていると認識されてのことかと思われる。
  - ・ 外国の法規制等を調べる時でも、どの規制がどこに規定されていそうか（会社法なのか、業法なのか。あるいは取締役会のルール（構成・開催頻度・役割）等がどこに書かれていそうか等）について、法律家としての勘所によりスムーズにたどり着くということはあるかと思う。
- ③ 日本弁護士といえども限界があると考えている事項
  - ・ 以下のような点については、現地リーガル（弁護士・あるいは出資先外国法人のリーガル部門）、現地のコンサルタントに、必要に応じて確認を行っている。
  - ・ 規制に直接書かれているものはいいが（取締役会のルール（構成・開催頻度等）等）、そうではなく解釈が含まれるもの。
  - ・ 詳細または専門的な内容で、インターネット等ではわからない情報（日本との比較で、相当する制度・機関の存在、裁判例等）
  - ・ 商慣習・実務感覚（例えば、監督当局の指導方針）
- ④ 英語力について（最低限どの程度の力が必要かについての意見）
  - ・ 担当する業務によるが、英文契約書チェックや法規制調査等は writing.

reading の基本的な力があれば対応は可能。弁護士とのやり取りも、複雑な内容に及ぶことが多く基本的には email でのやり取りとなるので、同様に writing, reading の能力がメイン。但し、交渉や早急に確認が必要な場合などは電話やミーティングが必要となるので、speaking, hearing 能力があればベターだとは思う。

- 赴任開始時で、TOEIC のスコアが 700 点前後あれば、業務対応はできるのではないかと思う。

### 第3 日本之法曹有資格者が現地で提供できる法的支援の在り方（提言）

以上、第1及び第2で報告した内容を前提に、第三章で報告した、日本企業及び在留邦人が直面している法的問題の実態・法的支援のニーズに関する意見・日本の法曹有資格者以外による法的支援の現状を踏まえ、日本の法曹有資格者が提供できる法的支援の在り方について、報告者の意見を記載する。

#### 1 報告者の意見

本標題の命題に関する報告者の意見は、概要、以下のとおりである。

- ① インドでは、日本の公的機関に、日本弁護士を駐在させるべきである。  
具体的には、まずもって在インド日本大使館（デリー）に常駐の弁護士が置かれるべきである。  
また、その場合の身分は、法務省において（任期付で）採用した、常勤の国家公務員であることが望ましいと考える。
- ② 公的機関に駐在する弁護士においては、日本の各省庁から出向している他の大使館職員と連携して、インド国内外の日本企業及び在留邦人からの法律問題に関する相談に対応するとともに、インドの法制度についてのセミナーの実施などの積極的な情報発信や、情報交換及び知見の取り纏めを目的とした勉強会の組織運営など、継続的で成果の蓄積が目に見える形での法的支援活動にも取り組むべきである。
- ③ 公的機関での弁護士の駐在は、中長期的には、デリーの大使館のみならず、インド国内の総領事館でも実施されるべきである。
- ④ インドにおける外国法弁護士制度の導入、特に、外国弁護士がインドで法律事務所を開設してインド法の法律業務を行うこと（インド弁護士の雇用、インド法律事務所とのパートナーシップ形態を含む）の合法化が早期に実現されるよう、日本の法曹界からも適切な働きかけを具体的に実施すべきである。  
なお、この場合、①で提案した公的機関に駐在する弁護士、或いは別途に在インド日本大使館に駐在を開始する法務省職員が、現地において関係諸機関との関係構築を図ることによって、法務省や日弁連に対し、最適なロードマップを提示する役割を果たすべきである。
- ⑤ 日本の弁護士にとって、インド最高裁からインド弁護士法上も適法と認められている「出張ベース」での弁護士活動、または、日本に居ながらの在インド日本企業等への法的支援業務を充実させる場合においても、不可欠と考えられる、「インド弁護士との協同関係」の構築・発展の見地から、両国弁護士の多くが相互に交流できる機会（例えば、安倍首相とモディ首相が1年

交代で相手国を訪問することで毎年会談を続けていることに倣い、1年ごとに日本とインドをそれぞれ会場として交流イベントを開催するなど）の創出等を始めるべきである。

以下、①から⑤の意見について、具体的に説明する。

## 2 上記意見の理由及びより具体的な内容

### (1) 大使館での弁護士の駐在について

既述のとおり、近時の最高裁決定によって解釈が確定されたインド弁護士法の規制の射程は広範であって、「現地で提供できる」法的支援のあり方に大きな影響を及ぼしている。本報告書作成時点で、インドに常駐している日本弁護士が実質2名だけであることも、かかる規制と無関係ではない。現地において、日本企業のニーズにできるだけ応えようとすればするほど（日本弁護士自身によるクイックレスポンス、現場対応など）、規制に抵触するおそれが強くなることになる。実際に、インドに常駐する日本弁護士は、この点に苦勞しながらも、日本企業の現地での問題解決に貢献しているものであるが、それでも、効果的な法的支援という観点からは限界があることも確かである。

他方で、既に報告したとおり（第4章の第2の2）、在インド日本大使館は、世界で一番敷居の低い大使館を目指すとして、在インド日本企業や在留邦人に対し、極めて広範な支援活動を展開しており、これは、報告者が認識していた大使館の本来の役割を凌駕する、インドにおける調査活動での発見として特筆すべきことであった。個別の企業からの契約書や債権回収に関する相談にも応じているという実態は、ある意味驚くべき事実であったが、ジェットロにおいても同様の対応を行なっているという事実（第4章の第2の4）ともども、これらは、弁護士法の規制のもとで日本の法曹有資格者の進出が困難であり、未だ現地の日本弁護士のみでは日本企業のニーズに十分に対応できていない、という状況の表れともいえる。

ただ、在インド大使館には、本報告書作成時点で、ほとんど全ての各省庁からの出向者が在籍しているにもかかわらず、法的支援対応全般について最も適格性を有すると思われる法務省の職員は在籍していなかった。したがって、在インド大使館への法務省職員の出向、更には、これを法曹有資格者である弁護士の起用により実現することは、在インド日本大使館が現に行なっている、日本企業に対する積極的な法的支援活動を、更に実効的なものとするための、即効性のある改善点であると思われる。

このように、日本弁護士が弁護士業務を行うことは規制との関係で難しく、他方、公的機関において積極的な法的支援を展開している実績がある、という実態の中では、日本の法曹有資格者である弁護士は、民間の弁護士業務という形ではなく、公的機関の一員として現地での常駐体制を確立し、官と一体となって法的支援活動にあたるのが、日本企業の現地での支援ニーズに応えるために、まずもって、取り組まれるべき対応であると考えている。

日本人弁護士による法律相談があれば利用したいですかというアンケートの結果も実に8割以上が「はい」と回答しており、現地の日本企業がその法律問題を日本人の専門家に相談したいというニーズははっきり認められる。法律問題が自分の手に負えない場合、その者にとっては、自らの事情をよく理解してもらい、意を汲んでもらい、一緒に闘ってもらい、それで解決されることが重要なのであるから、「母国語でのコミュニケーションが取れる」「専門家」が現地にいることの意義が大きいと思われることは、当然であり、その「現地にいる」ことができるための効果的なあり方が、現状では、大使館での駐在だと思われるのである。  
(付言すれば、弁護士法規制下で日本弁護士が公的な立場で活動したとしても、インドにおける日本弁護士への「民業圧迫」とまで評される事態にはならないとも考えられる。)

## (2) 大使館に常駐する弁護士の活動について

本調査において知り得た範囲においても、既に外務省の取組として日本弁護士による無料法律相談がコルカタ及びチェンナイで実施され、またジェットロにおいても現地駐在の日本人弁護士（日本ではなく外国法曹資格者を含む）への法律相談サービスを提供していたことは既に紹介した（第4章の第2の2及び4）。

また、日本大使館が、日本企業からの相談に応じて、債務不履行している取引先企業へ一報して問題の解消を図ったり、ジェットロも日本企業の求めに応じて取引先企業や従業員との面談に同行するなどして問題解決の助力をしている実態があることも、紹介した。

以上のような、日本においては弁護士がその業務の一環として通常行なっていると考えられるような、公的機関によって事実上行われている支援活動について、日本弁護士が大使館に駐在した場合、日本企業からの依頼があれば、できる限り積極的に対応すべきであると考えられる。

また、アンケートの結果によれば、法律相談以外の活動として、新法をはじめとするインド法制度に関するセミナーの実施を現地で聴きたいという声は多かった（回答者の約7割が希望）。このようなセミナーを含めた積極的な情報発信についても、現状では日本弁護士が2名しか常駐していないという状況下においては、公的に駐在する日本弁護士に大いに求められる役割であると考えられる。

更に、知的財産法の分野において、特許庁からジェットロへの出向職員を中心としてジェットロが事務局を務めて活動している、在インド日本企業を会員とするインドの知財勉強会である「インド IPG」や、チェンナイ商工会の「人事労務連絡会」の活動に倣い、大使館に駐在する弁護士は、自らが中心となり、「法律問題連絡会」のような組織を立ち上げることも、検討に値すると思われる。

具体的には、在インド日本企業を会員として、知財分野以外の法律問題について、企業間で情報を共有し、現実の法的問題に対してはその解決策を検討・提示していくとともに、会としてそのような問題解決に関する知見を蓄積していき、最終的にはそれを成果物として公にしていこうとすることで、後に続く日本企業がインド進出の参考とすることができる（成功事例・失敗事例に触れ、同じ轍を踏まなくする）といった活動には、大きな意義があると考えられる。

このような「法律問題連絡会」的組織が取り扱う検討対象としては、アンケート結果としてニーズの認められた、会社法や労働法の法令順守について取り組むことも考えられるし、また、分野を限らず、現地でのトラブル全般について可能な限りで情報を共有してもらい、各企業から知見を持ち寄って解決を図り、結果として対応事例を蓄積していく、ということも考えられる。

また、既に行われている取組の実例として、チェンナイにおける人事労務委員会の活動について紹介したが（第4章の第1の3（3）③）、報告者の所見として、このような既存の活動についても、法曹関係者の継続的な関与或いはリーダーシップが加わることで、情報共有や研究成果の蓄積の取り纏めは一層効果的になし得る余地があるように感じたところでもある。特に、インドの法規制を内容や運用実態を調査・確認しようとする場合、インド弁護士とのコミュニケーションにおいては、同じ法曹として日本弁護士に適性が認められると思われる。

### （3）大使館のみならず、各総領事館への駐在も検討されるべきことについて

公的機関への日本弁護士の常駐が実現するとすれば、日本企業が広大なインドにおいて多くの都市に進出している状況下において、設置されている公館ごとに常駐者がいることに越したことはない。

具体的には、インドの総領事館はコルカタ、ムンバイ、チェンナイ、ベンガルールに所在しており、これらの全ての都市に日本商工会も組織されている。「地域社会」に弁護士もその一員として根ざし、顔の見える立場として信頼感を持たれてこそ、法的支援の実も上がると考えられることからしても、（更には、インドでの実務経験を有する日本弁護士をできる限り多く輩出し、日本全体としてインド進出企業への法的支援を底上げするという観点からも、）中長期的に、できるだけ多くの拠点への日本弁護士の駐在が実現されるべきである。

なお、デリーの日本大使館に次いで日本弁護士が配置されるべき公館については、様々な考え方があり得ると思うが、日本企業数が相対的に多く、且つジェトロ等による一定の法的支援体制が既に存在しこれを補完する形でスムーズな活動に入れるという観点からは、チェンナイ総領事館がその候補足り得ると考える。

### （4）外国弁護士制度の導入についての働きかけについて

以上で述べたのは、インド弁護士法によるいわゆる外弁規制の存在を前提に、在インド日本企業への効果的な法的支援を、即座に、実現するための方策案である。

しかし、長期的には、インドにおいても、既に検討が開始され、規則案まで作成されていながら動きが止まっている、外国法弁護士制度が早期に導入され、特に、外国法弁護士によるインドでの事務所開設が認められるに至るのであれば、日本弁護士による「現地での」日本企業への法的支援の状況は、日本弁護士の（現地ルールに正面から裏付けされた）インド進出によって、大きく変化するものと思われる。したがって、同制度の導入の働きかけを、日本として積極的に取り組むことも検討されるべきである。

この点、報告者が知り得た限りでは、現状では、法務省の職員をはじめ、インドの法務法曹関係者のカウンターパート足り得る日本の職責者は、インドに常駐して

おらず、インドと日本の間で外国法弁護士制度の導入についての継続的且つ効果的な対話を実施されている事実は確認できなかった。

また、先に紹介した、インド日本商工会の建議書活動において、「インド弁護士法」が改善の要望事項として検討され、インド政府に提出されたことは過去にはあったものの、提出後に協議等の具体的な進展をみることはなく、現在では建議書自体からも要望として外されている状況にある。

この問題については、報告者は、現地での報道等により、イギリスをはじめ欧米諸国はこれまで永くインドに「外弁開放」を要求してきており、これに対してインド側は主として大手法律事務所がビジネス上の打撃を懸念して引き伸ばしを図っている、という状況にあるものと認識している。ただ、同時に、同じく報告者がインド弁護士と接して見聞きしたところによれば、法体系も法律事務所の規模も欧米とは異なる「日本弁護士」との関わりについては、その進出を拒絶するというよりは、いつかは来たるべき「(欧米への) 門戸開放」に向け、欧米の巨大事務所に対抗するためにはむしろ日本弁護士とは協力関係を強固にすることを志向している弁護士が多かった。かかる事実に照らしても、日本としては、インド外弁制度について、事態の推移をただ見守る(欧米の法律事務所の主張に委ねる)だけではなく、日本弁護士として、今後のインド市場について意見交換を重ねることは、インド弁護士との適切な協同関係を構築する土台作りという観点からも、有意であると考えられる。

(なお、今後の制定が予定されているインド弁護士法に基づく規則としては、外国法弁護士制度のみならず、先の最高裁判断でインド法曹評議会のルール作りに委ねられた、外国法弁護士に対して出張ベースを前提に認められるインドでの弁護士活動の年間日数や、国際商事仲裁における外国弁護士の代理要件もあり、外国法弁護士からみてこれらが不当に制限されたものにならないためにも、日本からの働きかけの必要性は認められる。)

そして、かかる活動も、インドに常駐する日本弁護士(または法務省職員)が、インド側担当者と同じく法律事務に従事する者(カウンターパート)として、インド側との間で在留者としての利点を活かして継続的な面談等により信頼関係を構築し、対話を進めることができれば、同人を起点として、日弁連など日本の関係機関との意見交換もスムーズに進め得ると考えられ、この意味でも、日本弁護士がインドに公的な立場で駐在する意義が認められると思われる。

#### (5) 日本弁護士とインド弁護士の関係構築について

以上、現状において、直ちに、且つ容易に、そして効果あるものとして、実現可能と考えられる、現地での日本弁護士による法的支援のあり方について述べたが、ただ、この場合でさえ、法的支援の中心が「インド法」に関するものである以上、日本弁護士がインド弁護士と連携していくことは、効果的な支援のためには当然の前提になるものと考えられる。ましてや、日本弁護士が在インド日本企業の法的支援を普通に弁護士業務として行う場合、現地での対応をインド弁護士と連携して行うことは、実効性の観点に加え、規制(インド弁護士法)との関係でも不可欠である。このことは、日本弁護士が現地を活動拠点とする場合でも、日本から(またはシンガポールなどインド以外の拠点から)の「出張ベース」で対応する場合でも変わらない。

このような、海外進出日本企業支援の文脈における、外国人弁護士と日本人弁護士との協同関係については、単に、旧知の外国弁護士に案件を依頼するという案件ベースの関係性より、より強固な体制として、事務所の経営形態として、外国人弁護士相互の信頼関係に基づく、対等なパートナーシップの構築に優位性を認め、より理想的と考える弁護士も出てきている（本章の第2の3（4）の久保光太郎弁護士からのヒアリング）。

そのメリットは、より優秀な外国弁護士をインヴォルヴできることによる当該外国でのより良い対応の実現や、相互の役割の明確化による費用の低減化などが念頭に置かれていると思われるが、一方では、企業活動における他国進出が当然となっている世界情勢の中で、日本企業が外国人と共に事業活動をする（共に経営に当たる・日本企業の経営陣に外国人が入る）ようになることは、必要性に基づいた自然な成り行きであると言え、そして、企業を法的に支援する立場にある弁護士にとっても、そのような企業活動に対応しようとするれば必然的に迫られる選択肢の一つとさえ言えるようにも思われる。（なお、報告者が所属する法律事務所は、中国の弁護士との間で日本で外国法特定共同事業を行なっているが、日中双方の弁護士が一体として事に当たることによる依頼対応の実効性の高さは日常的に実感しているところである。）

更に付言すれば、本章の第2の4で紹介したような、企業内弁護士という立場で海外での企業活動に関わる弁護士も、企業内弁護士自体の増加と益々の日本企業の海外進出という事実のもとで、今後、やはり増えていくことが予想されるが、そのような場合でも、外国法弁護士と連携して業務を進めることに長けていることは、その素養として必要であると思われる。

このような問題意識を踏まえると、日本弁護士にとって、「組むに足りる」インド弁護士を見つけることや、インド弁護士と信頼関係を構築することが、弁護士業務として、在インド日本企業への法的支援をする場合の、出発点である、と言っても過言ではない。

ただ、かかる必要性に応えるべき、日本弁護士とインド弁護士との交流の機会が意識的に設定されることは、まだまだ極めて少ないのが現実であると思われる。

したがって、海外進出企業からのニーズに応えられる弁護士の量的質的底上げの観点から、できるだけ多くの日本弁護士が参加しやすい形で、インド弁護士と意思疎通できる機会が、官主導でも、積極的に設けられるべきと考える。具体的には、日本にいながらインド弁護士と交流できる方が日本弁護士にとって参加の敷居は低いと思われるので、そのような機会の実現を中心に据え、ただ企画的には相互に相手国を訪問するものとして、相互理解が持続的に発展するような形での交流を制度化することが理想であると考えられる。

以上